別添

「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」新旧対照表

新	旧
国自総第１２０号 国自貨第２９号 平成１６年　６月３０日 一部改正　平成１８年　９月１５日 一部改正　平成１９年　５月　１日 一部改正　平成２１年　９月２９日 一部改正　平成２５年　９月１７日 一部改正　平成２９年　１月１３日	国自総第１２０号 国自貨第２９号 平成１６年　６月３０日 一部改正　平成１８年　９月１５日 一部改正　平成１９年　５月　１日 一部改正　平成２１年　９月２９日 一部改正　平成２５年　９月１７日
各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿	各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿
自動車交通局長	自動車交通局長
貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について	貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第２３条に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。 なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成１５年２月１４日付け国自総第４６２号、国自貨第９７号）は、廃止する。	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号。以下「法」という。）第２３条に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。 なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成１５年２月１４日付け国自総第４６２号、国自貨第９７号）は、廃止する。
記	記
１．法第２３条に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）は、次のいずれかに該当するこ	１．法第２３条に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の安全確保命令」という。）は、次のいずれかに該当するこ

ととなった場合に発動するものとする。 (1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月２９日付け国自安第７３号、国自貨第７７号、国自整第６７号。以下「行政処分等の基準」という。）３による違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が２０点を超える事業者（当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反（法第１６条第１項、第４項及び第６項、第１７条第１項から第4項まで、第１８条第１項、第２２条第２項及び第３項及び第２２条の２の規定に係る違反をいう。以下同じ。）による点数がない場合を除く。）であって、累積点数が２０点を超えることとなった行政処分の日から３年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。 (2) ～（５）　（略） (6) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第１７条第3項の違反行為について、３年間に３回以上行政処分を受ける場合。 (7) 「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平成２５年９月１７日付け、国自安第１３７号、国自旅第２１７号、国自貨第５５号、国自整第１６１号）に規定する街頭監査等において、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行の中止等必要な是正措置を講ずることを指導したにもかかわらず、是正措置が講じられず、当該運転者が安全な運行を継続することができないおそれがあると認められた場合。 ２．　（略） 附　則　（略） 附　則（平成２９年１月１３日付け国自安第１９９号、国自貨第１１６号） この通達は、平成２９年１月１６日から施行する。	ととなった場合に発動するものとする。 (1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成２１年９月２９日付け国自安第７３号、国自貨第７７号、国自整第６７号。以下「行政処分等の基準」という。）３による違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が２０点を超える事業者（当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反（法第１６条第１項、第４項及び第６項、第１７条第１項から第3項まで、第１８条第１項、第２２条第２項及び第３項及び第２２条の２の規定に係る違反をいう。以下同じ。）による点数がない場合を除く。）であって、累積点数が２０点を超えることとなった行政処分の日から３年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。 (2) ～(5)　（略） (6) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第１７条第2項の違反行為について、３年間に３回以上行政処分を受ける場合。 (7) 「自動車運送事業の監査方針について」（平成２５年９月１７日付け、国自安第１３７号、国自旅第２１７号、国自貨第５５号、国自整第１６１号）に規定する街頭監査等において、交替運転者の配置、運行経路の変更、運行の中止等必要な是正措置を講ずることを指導したにもかかわらず、是正措置が講じられず、当該運転者が安全な運行を継続することができないおそれがあると認められた場合。 ２．　（略） 附　則　（略）